

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農業用施設の配置に関する協定の認可	法令	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の5第1項	①
2	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農業用排水施設等の維持運営に関する協定の認定	法令	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の12第3項	
3	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農地利用集積円滑化事業規程の承認	法令	農業経営基盤強化促進法	第11条の11第3項	②
4	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農業経営改善計画の認定	法令	農業経営基盤強化促進法	第12条第1項	
5	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	青年就農計画の認定	法令	農業経営基盤強化促進法	第14条の4第3項	
6	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農地利用規程の認定	法令	農業経営基盤強化促進法	第23条第1項	
7	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	多面的機能発揮促進事業計画の認定	法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第7条第5項	③
8	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	経営改善計画の認定	法令	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第2条の5	④
9	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項	⑤
10	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者証の交付	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項	
11	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証又は従事者証の再交付	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	
12	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	鳥獣の飼養の登録	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	
13	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	鳥獣の飼養の登録の更新	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	
14	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	鳥獣の飼養登録票の再交付	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む)	
15	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	施業実施協定の認可	法令	森林法	第10条の11の9第1項	⑥
16	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	施業実施協定の廃止の認可	法令	森林法	第10条の11の15第1項	
17	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	森林経営計画の認定	法令	森林法	第11条第5項	
18	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	火入れの許可	法令	森林法	第21条第1項	
19	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	保安林における立木の伐採の許可(択伐及び間伐に係るものに限る)	法令	森林法	第34条第1項	
20	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	保安林における立木の伐採、立木の損傷、害畜の放牧、下草、落葉若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更の許可	法令	森林法	第34条第2項	
21	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	森林施業に関する測量等実施のための他人の土地への立入又は立木伐採の許可	法令	森林法	第49条第1項	
22	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	法令	森林法	第49条第6項	
23	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	海岸保全区域の占用の許可	法令	海岸法	第7条第1項	⑦
24	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	海岸保全区域の行為の許可	法令	海岸法	第8条第1項	
25	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	一般公共海岸区域の占用の許可	法令	海岸法	第37条の4	
26	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	一般公共海岸区域の行為の許可	法令	海岸法	第37条の5	
27	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港施設の処分の許可	法令	漁港漁場整備法	第37条第1項	⑧
28	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港施設の利用等の許可	法令	漁港漁場整備法	第38条	
29	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港区域内の水域又は公共空地における行為(占用等)の許可	法令	漁港漁場整備法	第39条第1項	
30	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	阿村開発センターの使用許可	例規	上天草市阿村開発センター条例	第4条	⑨
31	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	阿村開発センターの使用料の減免	例規	上天草市阿村開発センター条例	第10条	
32	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	阿村開発センターの使用料の還付	例規	上天草市阿村開発センター条例	第11条	
33	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	内野河内コミュニティセンターの使用の許可	例規	上天草市内野河内コミュニティセンター条例	第5条第1項	⑩
34	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	内野河内コミュニティセンターの使用料の減免	例規	上天草市内野河内コミュニティセンター条例	第10条	
35	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	内野河内コミュニティセンターの使用料の還付	例規	上天草市内野河内コミュニティセンター条例	第11条	
36	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	大矢野農山村広場公園施設の使用許可	例規	上天草市大矢野農山村広場公園施設条例	第4条	⑪
37	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	大道地区交流広場の使用許可	例規	上天草市大道地区交流広場条例	第4条	⑫
38	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農林水産物直売・食材供給施設の使用許可	例規	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例	第6条	⑬

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
39	経済振興部	農林水産課	農業振興係	申請	農林水産物直売・食材供給施設の使用料金の減免	例規	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例	第10条	
40	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	農道・林道の使用等の許可	例規	上天草市農道・林道管理規則	第6条	⑭
41	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	大矢野ヘリポートの使用許可	例規	上天草市大矢野ヘリポート条例	第5条	⑮
42	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	申請	火入れの許可	例規	上天草市火入れに関する条例	第2条	⑯
43	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港における危険物等の荷役の許可	例規	上天草市漁港管理条例	第5条	⑰
44	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港施設の使用の許可等	例規	上天草市漁港管理条例	第8条、第8条の2	
45	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港施設の占用の許可等	例規	上天草市漁港管理条例	第10条	
46	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	漁港への入出港の届出	例規	上天草市漁港管理条例	第14条	
47	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設の使用許可	例規	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝習施設条例	第5条	⑱
48	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	龍ヶ岳漁業者体育センターの使用許可	例規	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例	第6条、第7条	⑲
49	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	上天草市幼稚保育場の使用許可	例規	上天草市幼稚保育場条例	第4条	⑳
50	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	大道漁村広場の使用許可	例規	上天草市大道漁村広場条例	第3条	㉑
51	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	樋合漁村センターの使用許可	例規	上天草市樋合漁村センター条例	第3条	㉒
52	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	荷さばき施設の使用許可	例規	上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例	第4条	㉓
53	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	市管理港湾施設の入出港届	例規	上天草市港湾管理条例	第3条	㉔
54	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	市管理港湾施設使用の許可等	例規	上天草市港湾管理条例	第5条	
55	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	市管理港湾施設占用の許可等	例規	上天草市港湾管理条例	第7条	
56	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	市管理港湾施設利用料又は占用料等の減免	例規	上天草市港湾管理条例	第9条	
57	経済振興部	農林水産課	水産振興係	申請	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可	法令	港湾法	第37条第1項	㉕
58	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	農業用施設の維持運営に関する協定の認可の取消し	法令	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項	①
59	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	支援法人の業務運営に関する改善命令	法令	農業経営基盤強化促進法	第11条の15において準用する第11条の9	②
60	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	支援法人の指定の取消し	法令	農業経営基盤強化促進法	第11条の15において準用する第11条の10第1項	
61	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	農業経営改善計画の認定の取消し	法令	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項	
62	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	青年就農計画の認定の取消し	法令	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項	
63	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	農地利用集積計画の取消し	法令	農業経営基盤強化促進法	第20条の2第2項	
64	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	多面的機能発揮促進事業計画の認定の取消し等	法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項、第3項	③
65	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	県営土地改良事業の負担金の徴収	法令	土地改良法	第91条第3項	㉖
66	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	県営土地改良事業の特別徴収金の徴収	法令	土地改良法	第91条の2第1項	
67	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	県営土地改良事業の特別徴収金の徴収(関連土地改良事業)	法令	土地改良法	第91条の2第4項	
68	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	市営土地改良事業の賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	法令	土地改良法	第96条の4	
69	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	市営土地改良事業の特別徴収金の徴収(法第36条の2第1項の準用)	法令	土地改良法	第96条の4	
70	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	土地改良事業における一時利用地の指定(法第53条の5第1項の準用)	法令	土地改良法	第96条の4	
71	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	法令	土地改良法	第96条の4	
72	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	法令	土地改良法	第96条の4	
73	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	一時利用地指定の利益相当額の補償等の徴収(法第53条の8第2項の準用)	法令	土地改良法	第96条の4	
74	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	土地改良事業交換分合後の清算金の徴収	法令	土地改良法	第108条第2項	
75	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	土地改良事業の障害物の除去等	法令	土地改良法	第119条	
76	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	⑤

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
77	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	鳥獣の飼養の登録の取消し	法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	
78	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	施業実施協定の認定の取消し	法令	森林法	第10条の11の16第1項	⑥
79	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	森林経営計画の認定の取消し	法令	森林法	第16条	
80	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	海岸占用許可の取消し、行為中止命令等(法令違反等がある場合)	法令	海岸法	第12条第1項(第37条の8において準用する場合を含む。)	⑦
81	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	海岸占用許可の取消し、行為中止命令等(法令違反等がない場合)	法令	海岸法	第12条第2項(第37条の8において準用する場合を含む。)	
82	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	海岸保全区域内の船舶の除却等の措置命令	法令	海岸法	第12条第3項	
83	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	海岸における補償費用の原因者への負担命令	法令	海岸法	第12条の2第4項(第37条の8において準用する場合を含む。)	
84	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港施設の利用の違反等に対する監督処分	法令	漁港漁場整備法	第39条の2第1項、第2項	⑧
85	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港区域内の土砂採取料、占用料の徴収	法令	漁港漁場整備法	第39条の5第1項	
86	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港区域内の土砂採取料、占用料に係る過怠金の徴収	法令	漁港漁場整備法	第39条の5第2項	
87	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	阿村開発センターの使用許可の取消し等	例規	上天草市阿村開発センター条例	第8条	⑨
88	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	阿村開発センターの使用料の徴収	例規	上天草市阿村開発センター条例	第9条	
89	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	阿村開発センターの過料の徴収	例規	上天草市阿村開発センター条例	第16条	
90	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	内野河内コミュニティセンターの使用許可の取消し等	例規	上天草市内野河内コミュニティセンター条例	第8条	⑩
91	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	内野河内コミュニティセンターの使用料の徴収	例規	上天草市内野河内コミュニティセンター条例	第9条	
92	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	内野河内コミュニティセンターの過料の徴収	例規	上天草市内野河内コミュニティセンター条例	第16条	
93	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	大矢野農山村広場公園施設の使用許可の取消し等	例規	上天草市大矢野農山村広場公園施設条例	第7条	⑪
94	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	大道地区交流広場の使用許可の取消し等	例規	上天草市大道地区交流広場条例	第7条	⑫
95	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	農林水産物直売・食材供給施設の使用料金の徴収	例規	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例	第8条	⑬
96	経済振興部	農林水産課	農業振興係	不利益	農林水産物直売・食材供給施設の使用許可の取消し等	例規	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例	第9条	
97	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	市営土地改良事業の分担金の徴収	例規	上天草市営土地改良事業分担金徴収条例	第3条、4条	⑭
98	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	市営土地改良事業の分担金の徴収を不正に免れた者に対する過料	例規	上天草市営土地改良事業分担金徴収条例	第6条	
99	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	市営土地改良事業の経費の賦課徴収	例規	上天草市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	第2条	⑮
100	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	市営土地改良事業の特別徴収金の徴収	例規	上天草市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	第3条	
101	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	県営土地改良事業の分担金の徴収	例規	上天草市熊本県営土地改良事業分担金徴収条例	第2条、第3条	⑯
102	経済振興部	農林水産課	耕地・林務係	不利益	農道・林道の使用等の許可の取消し等	例規	上天草市農道・林道管理規則	第9条	⑰
103	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港区域内における漂流物の除去命令	例規	上天草市漁港管理条例	第6条	
104	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港施設の使用料等の徴収	例規	上天草市漁港管理条例	第12条	
105	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港区域内の土砂採取料等の徴収	例規	上天草市漁港管理条例	第13条	
106	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港施設の利用の違反等に対する監督処分	例規	上天草市漁港管理条例	第15条	
107	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	公益上の必要による漁港施設使用許可の取消し等	例規	上天草市漁港管理条例	第16条	
108	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	不正行為等により漁港施設の使用料等の徴収を免れた者に対する過料	例規	上天草市漁港管理条例	第17条、第18条	
109	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	漁港施設における不正な土砂採取等に対する過怠金	例規	上天草市漁港管理条例	第19条	
110	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設の使用許可の取消し	例規	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝習施設条例	第8条	⑱
111	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設の使用料の徴収	例規	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝習施設条例	第9条	
112	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	龍ヶ岳漁業者体育センターの使用許可の取消し等	例規	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例	第9条	⑲
113	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	龍ヶ岳漁業者体育センターの使用料の徴収	例規	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例	第10条	
114	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	樋合漁村センターの使用料の徴収	例規	上天草市樋合漁村センター条例	第5条	⑳

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
115	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	荷さばき施設の使用許可の取消し等	例規	上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例	第6条	㉓
116	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	県管理港湾施設使用料及び占用料等の徴収	例規	熊本県港湾管理条例	第6条第1項、第6条の2第1項	㉔
117	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	市管理港湾施設使用料又は占用料等の徴収	例規	上天草市港湾管理条例	第6条、第8条	㉕
118	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	市管理港湾における行為等の違反等に係る過料	例規	上天草市港湾管理条例	第18条	
119	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	市管理港湾施設使用料又は占用料の過怠金の徴収	例規	上天草市港湾管理条例	第19条	
120	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	港湾施設の許可の取消し等	例規	熊本県港湾管理条例、上天草市港湾管理条例	県第12条、市第14条	㉖、㉗
121	経済振興部	農林水産課	水産振興係	不利益	海岸占用料及び土砂採取料の徴収	例規	熊本県海岸保全区域及び一般海岸区域の占用料等徴収条	第2条	㉘

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農業用施設の配置に関する協定の認可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の5第1項
基準規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の5第1項
審査基準	<p>(協定の認可)</p> <p>第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農業用排水施設等の維持運営に関する協定の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第3項
基準規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第3項
審査基準	<p>(施設の維持運営に関する協定の締結等)                      第18条の12第1項～第2項 略                      3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。                      (1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。                      (2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。                      (3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農地利用集積円滑化事業規程の承認
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第11条の11第3項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第11条の11第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第12条の12
審査基準	<p>(農地利用集積円滑化事業規程) 第11条の11 1~2 略 3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第1項の承認をするものとする。 (1)基本構想に適合するものであること。 (2)事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 (3)第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 (4)その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則 (農地利用集積円滑化事業規程の承認基準) 第十二条の十二 法第十一条の十一第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有しているものであること。 二 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。 三 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有しているものであること。 四 前各号に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 五 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 六 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、第十条第二号イからニまでに掲げるものであること。 七 第十条第二号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農業経営改善計画の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第12条第1項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第12条第4項第3号 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条
審査基準	<p>(農業経営改善計画の認定等) 第12条第1項～第3項 略 4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1)基本構想に照らし適切なものであること。 (2)農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3)その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則 (農業経営改善計画の認定基準) 第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1)その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2)その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号子に掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号子に掲げる者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。 2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	青年等就農計画の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の4
審査基準	<p>(青年等就農計画の認定)</p> <p>第14条の4 1~2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1)基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2)その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則 (青年等就農計画の認定基準)</p> <p>第15条の4 法第14条の4第3項第2号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2)法第4条第2項に掲げる者にあつては、法第14条の4第2項第4号に掲げる事項が同項第2号の目標を達成するために適切なものであること。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農用地利用規程の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第23条第3項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第23条第3項
審査基準	<p>(農用地利用規程)                  第23条                  1～2 略                  3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。                  (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。                  (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。                  (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。                  (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	多面的機能発揮促進事業計画の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項
基準規定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第7条第1項
審査基準	<p>(事業計画の認定)</p> <p>第7条 1～4 略</p> <p>5 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1)当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。</p> <p>(2)当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。</p> <p>(3)当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則 第7条 法第七条第三項の農林水産省令で定める農業者団体等は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 法第七条第三項に規定する土地改良施設の管理を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。</p> <p>2 当該土地改良施設の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。</p> <p>3 当該土地改良施設の管理に係る業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	経営改善計画の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5
基準規定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第2条5
審査基準	<p>(経営改善計画) 第2条の5 市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則 (経営改善計画の認定基準) 第2条の5 法第2条の5の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 当該経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであること。 (2) 当該経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。 (3) 当該経営改善計画に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から借入れを必要とする資金の額及び計画が記載されているものについては、当該借入れが必要であつて、他に適当な方法がないこと。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条及び第6条
審査基準	<p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (許可を受けなければならない捕獲等の目的)</p> <p>第5条 法第9条第1項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。</p> <p>(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示</p> <p>(2) 愛玩のための飼養</p> <p>(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止</p> <p>(4) 鵜飼漁業への利用</p> <p>(5) 伝統的な祭礼行事等への利用</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 (鳥獣の保護繁殖に重大な支障がある網又はわな)</p> <p>第6条 法第9条第1項第3号の環境省令で定める網又はわなは、かすみ網(はり網のうち棚糸を有するものをいう。第17条において同じ。)とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第7項
審査基準	<p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 1～7 略</p> <p>8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (捕獲等又は採取等の許可の申請等)</p> <p>第7条 1～6 略</p> <p>7 法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 (1) 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 (2) 捕獲等又は採取等に係る許可証の番号 (3) 捕獲等又は採取等に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証又は従事者証の再交付
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条10項
審査基準	<p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 1～8 略 9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (捕獲等又は採取等の許可の申請等)</p> <p>第7条 1～9 略 10 法第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 (1) 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) (2) 許可証又は従事者証の番号 (3) 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	鳥獣の飼養の登録
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項
審査基準	<p>(飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	鳥獣の飼養の登録の更新
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項
審査基準	<p>(飼養の登録)                      第19条                      1～4 略                      5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	鳥獣の飼養登録票の再交付
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む)
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む)
審査基準	(飼養の登録) 第19条 1～5 略 6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	施業実施協定の認可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第10条の11の12第1項
基準規定	森林法第10条の11の12第1項
審査基準	<p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の12 市町村の長は、第10条の11の9第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	施業実施協定の廃止の認可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第10条の11の15第1項
基準規定	森林法第10条の11の15第1項
審査基準	(施業実施協定の廃止) 第10条の11の15 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11の9第1項若しくは第2項又は第10条の11の13第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	森林経営計画の認定
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第11条第5項
基準規定	森林法第11条第5項
審査基準	<p>(森林経営計画) 第11条 1~4 略</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>
標準処理期間	20日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	火入れの許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第21条第1項
基準規定	森林法第21条第2項 森林法施行規則第47条
審査基準	<p>(火入れ) 第21条 1 略 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。 (1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p> <p>森林法施行規則 (火入れ) 第47条 法第21条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、採草地の改良とする。 2 認定森林所有者等は、法第21条第4項の規定により火入れをしようとするときは、あらかじめ、火入れをする森林の所在する市町村の長に必要な指示を求め、その指示に従つて火入れをしなければならない。 3 法第22条の農林水産省令で定める範囲は、火入れをしようとする森林又は土地の周囲1キロメートルの範囲とする。</p>
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	保安林における立木の伐採の許可(択伐及び間伐に係るものに限る)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第34条第1項
基準規定	森林法第34条第1項 森林法施行規則第60条
審査基準	<p>(保安林における制限) 第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 (2) 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合 (3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合 (4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合 (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 (6) 第188条第2項の規定に基づいて伐採する場合 (7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (8) 除伐する場合 (9) その他農林水産省令で定める場合</p> <p>森林法施行規則 (立木の伐採の許可を要しない場合) 第60条 法第三十四条第一項第九号(法第四十四条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合 (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合 (3) 倒木又は枯死木を伐採する場合 (4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合 (5) 法第三十四条第二項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合 (6) 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルスであつて都道府県知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合 (7) 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合 (8) その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行なう場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合 (9) 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合 (10) 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところから従</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第34条第2項
基準規定	森林法第34条第2項 森林法施行規則第62条及び第63条
審査基準	<p>(保安林における制限)</p> <p>第34条</p> <p>1 略</p> <p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合</p> <p>(2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合</p> <p>(3) 第188条第3項の規定に基づいてする場合</p> <p>(4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>(5) 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合</p> <p>(6) その他農林水産省令で定める場合</p> <p>森林法施行規則</p> <p>(軽易な行為)</p> <p>第六十二条 法第三十四条第二項第五号(法第四十四条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち</p> <p>二 倒木又は枯死木の損傷</p> <p>三 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷</p> <p>(立竹の伐採等の許可を要しない場合)</p> <p>第六十三条 法第三十四条第二項第六号(法第四十四条において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するためする場合</p> <p>二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合</p> <p>三 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて下草、落葉又は落枝を採取する場合</p> <p>四 学術研究の目的に供するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従つて下草、落葉又は落枝を採取する場合</p> <p>五 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	森林施業に関する測量等実施のための他人の土地への立入又は立木伐採の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第49条第1項
基準規定	森林法第49条第1項
審査基準	(立入調査等) 第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第49条第6項
基準規定	森林法第49条第6項
審査基準	<p>(立入調査等)                      第49条                      1～5 略                      6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	海岸保全区域の占用の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第7条第1項
基準規定	海岸法第7条第2項
審査基準	<p>(海岸保全区域の占用)</p> <p>第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	海岸保全区域内の行為の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第8条第1項
基準規定	海岸法第8条第1項 海岸法施行令第3条
審査基準	<p>海岸法                      (海岸保全区域内における行為の制限)                      第8条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。                      (1) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。                      (2) 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。                      (3) 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。</p> <p>海岸法施行令                      (海岸保全区域内における制限行為)                      第3条 法第8条第1項第3号の政令で定める行為は、木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するものとする。                      2 海岸管理者は、前項の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	一般公共海岸区域の占用の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第37条の4
基準規定	海岸法第37条の4
審査基準	<p>(一般公共海岸区域の占有)</p> <p>第37条の4 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	一般公共海岸区域内の行為の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第37条の5
基準規定	海岸法第37条の5 海岸法施行令第12条の3
審査基準	<p>海岸法                      (一般公共海岸区域における行為の制限)                      第37条の5 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。                      (1) 土石を採取すること。                      (2) 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。                      (3) 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。</p> <p>海岸法施行令                      (一般公共海岸区域における制限行為)                      第12条の3 法第37条の5第3号の政令で定める行為は、木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で海岸管理者が管理する施設又は工作物を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するものとする。                      2 第3条第2項の規定は、前項の規定による指定について準用する。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港施設の処分の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	漁港漁場整備法第37条第1項
基準規定	漁港漁場整備法第37条第1項
審査基準	(漁港施設の処分の制限) 第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第4項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。
標準処理期間	45日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港施設の利用等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	漁港漁場整備法第38条
基準規定	漁港漁場整備法第38条
審査基準	(漁港施設の利用) 第38条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。
標準処理期間	45日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港区域内の水域又は公共空地における行為(占用等)の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	漁港漁場整備法第39条第1項
基準規定	漁港漁場整備法第39条第1項、第2項
審査基準	<p>(漁港の保全)</p> <p>第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。</p>
標準処理期間	45日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	阿村開発センターの使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市阿村開発センター条例第4条
基準規定	上天草市阿村開発センター条例第5条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 社会の秩序をみだし、又は公益、風俗等を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 建物又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	阿村開発センターの使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	阿村開発センター条例第10条
基準規定	阿村開発センター条例第10条
審査基準	(使用料の減免) 第10条 公益上その他の理由により、市長が相当と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	阿村開発センターの使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	阿村開発センター条例第11条
基準規定	阿村開発センター条例第11条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 天変地異その他使用者側の責に帰し得ない理由により使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の2日前までに、使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 市の都合で使用許可を取り消したとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	内野河内コミュニティセンターの使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第5条第1項
基準規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第5条第2項
審査基準	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条第2項 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれか該当するときは、これを許可しない。</p> <p>(1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) コミュニティセンターの施設を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 使用の目的が、直接的な物品販売を目的としている場合。ただし、市の主催、共催、後援等の事業に起因する場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) その他管理上支障があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	内野河内コミュニティセンターの使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第10条
基準規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第10条
審査基準	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の減免をすることができる。</p> <p>(1) 公共又は公益のため使用するとき。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	内野河内コミュニティセンターの使用料の還付
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第11条
基準規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第11条
審査基準	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用する者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者が使用を開始する前において、使用する日の3日前までにその使用を取りやめたとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市大矢野農山村広場公園施設の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市大矢野農山村広場公園施設条例第4条
基準規定	上天草市大矢野農山村広場公園施設条例第5条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場公園の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(3) 施設を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	大道地区交流広場の使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市大道地区交流広場条例第4条
基準規定	上天草市大道地区交流広場条例第5条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号に該当するときは、交流広場使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(3) 施設を汚損又は破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農林水産物直売・食材供給施設の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第6条
基準規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第7条
審査基準	<p>(使用の許可の基準)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。</p> <p>(1) 物産館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 物産館の施設又は設備(以下「設備等という。」)をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他使用させることが物産館の管理上支障があると認められるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農林水産物直売・食材供給施設の使用料金の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第10条
基準規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第10条
審査基準	(使用料金の減免) 第10条 市長は、必要があると認める場合においては、使用料金の全部又は一部を減免することができる。
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農道・林道の使用等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	上天草市農道・林道管理規則第6条
基準規定	上天草市農道・林道管理規則第8条
審査基準	<p>(占有許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、現地を調査のうえ、農道・林道の保全又は交通に支障がないと認めるときは許可するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付けて許可することができる。</p>
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	大矢野ヘリポートの使用許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	上天草市大矢野ヘリポート条例第5条
基準規定	上天草市大矢野ヘリポート条例第5条
審査基準	(使用の許可) 第5条 ヘリポートの施設を使用しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。申請事項を変更しようとするときも同様とする。
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	火入れの許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市火入れに関する条例第2条
基準規定	上天草市火入れに関する条例第3条
審査基準	<p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次に掲げる事項のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)火入の目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>(2)火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p>
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港における危険物等の荷役の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第5条
基準規定	上天草市漁港管理条例第5条第3項 上天草市漁港管理条例施行規則第4条
審査基準	<p>(危険物等についての制限) 第5条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ碇泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をしてはならない。 2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3 危険物等の種類は、規則で定める。</p> <p>上天草市漁港管理条例施行規則 (危険物等の種類) 第4条 条例第5条第3項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。 (1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)別表に掲げるもの (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品又は添加物 (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び第2に掲げるもので医薬品及び医薬部外品以外のもの (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する感染症、同条第6項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第29条の規定が準用されるもの及び同法第6条第7項に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのあるもの</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港施設の使用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第8条
基準規定	上天草市漁港管理条例第8条の2、9条
審査基準	<p>(使用の許可の基準)</p> <p>第8条の2 市長は、前条第1項の甲種漁港施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) 漁港における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 前条第1項の甲種漁港施設をき損し、又は、滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他使用させることが漁港の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(使用の届出)</p> <p>第9条 甲種漁港施設(第8条の規定により市長が指定する施設を除く。)を当該施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い使用しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、当該漁港施設のうち、次に掲げるものを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 航路</p> <p>(2) 輸送施設のうち、市長が指定した施設以外のもの</p> <p>(3) 漁港環境整備施設のうち、市長が指定した施設以外のもの</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港施設の占用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第10条
基準規定	上天草市漁港管理条例第10条
審査基準	<p>(占用の許可等)</p> <p>第10条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除却しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の占用の期間は、1か月(工作物の設置を目的とする占用にあつては3年)を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>
標準処理期間	15日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	漁港への入出港の届出
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第14条
基準規定	上天草市漁港管理条例第14条
審査基準	(入出港届) 第14条 市長は、船舶が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる。
標準処理期間	2日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設条例第5条
基準規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設条例第6条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 市長は、伝習施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 使用の目的が、直接的な物品販売を目的としている場合。ただし、市の主催、共催、後援等の事業に起因する場合はこの限りではない。</p> <p>(5) その他、管理者が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	龍ヶ岳漁業者体育センターの使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例第6条
基準規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化保存伝習施設条例第7条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、体育センターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 社会の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 建物又は設備等を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 使用の目的が、直接的な物品販売を目的としている場合。ただし、市の主催、共催、後援等の事業に起因する場合はこの限りではない。</p> <p>(4) その他、管理者が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市幼稚仔保育場の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市幼稚仔保育場条例第4条
基準規定	上天草市幼稚仔保育場条例第4条
審査基準	<p>(使用の許可)                      第4条 保育場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。                      2 前項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、常に善良なる管理者の注意をもって使用をしなければならない。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	大道漁村広場の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市大道漁村広場条例第3条
基準規定	上天草市大道漁村広場条例第4条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗、秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 漁村広場及びそれに付随した建物並びに附帯施設を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	樋合漁村センターの使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市樋合漁村センター条例第3条
基準規定	上天草市樋合漁村センター条例第4条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、漁村センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗、秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(3) 漁村センター及びそれに付随した建物並びに附帯施設を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	荷さばき施設の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例第4条
基準規定	上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例第5条
審査基準	<p>(使用の許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。</p> <p>(1) 荷さばき施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 荷さばき施設の施設又は設備(以下「設備等」という。)を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他使用させることが荷さばき施設の管理上支障があると認められるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月14日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	市管理港湾施設の入出港届
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第3条
基準規定	上天草市港湾管理条例第3条
審査基準	上天草市港湾管理条例 (入出港届) 第3条 港湾の港湾区域内に入港した船舶又は当該港湾区域から出港しようとする船舶は、入港届又は出港届を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める船舶については、この限りでない。
標準処理期間	2日
更新日	平成29年6月30日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	市管理港湾施設使用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第5条
基準規定	上天草市港湾管理条例第5条 上天草市港湾管理条例施行規則第3条第1項
審査基準	上天草市港湾管理条例 (使用許可等) 第6条 別表第1に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。  上天草市港湾管理条例施行規則 (許可申請書) 第3条 条例第5条の許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 ・様式は省略
標準処理期間	30日
更新日	平成29年6月30日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	市管理港湾施設占用の許可等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第7条
基準規定	上天草市港湾管理条例第7条 上天草市港湾管理条例施行規則第3条第2項、第4条、第5条
審査基準	<p>上天草市港湾管理条例 (占用許可等) 第7条 市が管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接区域内の公共空地について法第37条第1項の規定による占用又は土砂の採取の許可を受けようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「占有者等」という。)が、その許可に係る事項を変更しようとするときもまた同様とする。</p> <p>上天草市港湾管理条例施行規則 (許可申請書) 第3条第2項 条例第7条の許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 ・様式は省略 (許可事項の変更等) 第4条 条例第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項の変更の許可を受けようとするときは、変更許可申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。 2 条例第7条の許可を受けた者は、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称、所在地又は代表者の氏名)を変更したときは、1か月以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (許可の期間) 第5条 条例第7条の許可の期間は、3年以内とする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年6月30日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	市管理港湾施設使用料又は占用料等の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第9条
基準規定	上天草市港湾管理条例第9条
審査基準	<p>上天草市港湾管理条例                      (使用料又は占用料等の減免)                      第9条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用のため使用するとき。                      (2) 海難又は災害救助のため使用するとき。                      (3) 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船が専ら漁業の用に供するものとして市長の指定した棧橋、浮棧橋又は物揚場、野積場(当該漁船の主たる根拠地に存するものに限る。)を使用するとき。                      (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年6月30日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部農林水産課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	港湾法第37条第1項
基準規定	港湾法第37条第1項、第2項 港湾法施行令第15条
審査基準	<p>港湾法 (港湾区域内の工事等の許可) 第37条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用 (2) 港湾区域内水域等における土砂の採取 (3) 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良(第1号の占用を伴うものを除く。) (4) 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為</p> <p>2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は同項第4号の行為の許可をしてはならない。</p> <p>港湾法施行令 第15条 法第37条第2項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合 (2) 沈没船等の引揚のため水域の占用が必要となる場合 (3) 港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年6月30日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農業用施設の維持運営に関する協定の認可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の11第1項
基準規定	農業振興地域の整備に関する法律第18条の11第1項
処分基準	(協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	支援法人の業務運営に関する改善命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第11条の15において準用する第11条の9
基準規定	農業経営基盤強化促進法第11条の15において準用する第11条の9
処分基準	<p>(準用)                      第11条の15 第11条の8から第11条の10までの規定は、第11条の11第1項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第11条の8から第11条の10までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第11条の8及び第11条の9中「第11条の3各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第11条の10第1項中「第11条の2第1項の規定による指定」とあるのは「第11条の11第1項の承認」と、同項第1号中「第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行つている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなつた」と、同条第2項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>(改善命令)                      第11条の9 農林水産大臣は、第11条の3各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	支援法人の指定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第11条の15において準用する第11条の10第1項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第11条の15において準用する第11条の10第1項
処分基準	<p>(指定の取消し)                      第11条の10 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。                      (1)支援法人が第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。                      (2)支援法人が第11条の8の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。                      (3)支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。                      2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(準用)                      第11条の15第11条の8から第11条の10までの規定は、第11条の11第1項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第11条の8から第11条の10までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第11条の8及び第11条の9中「第11条の3各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第11条の10第1項中「第11条の2第1項の規定による指定」とあるのは「第11条の11第1項の承認」と、同項第1号中「第11条の各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行つている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなつた」と、同条第2項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農業経営改善計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第13条第2項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第13条第2項
処分基準	(農業経営改善計画の変更等) 第13条 1 略 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(次条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	青年等就農計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項
処分基準	<p>(青年等就農計画の変更等)            第14条の5            1 略            2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農地利用集積計画の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項
基準規定	農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項
処分基準	<p>(農用地利用集積計画の取消し等)                  第20条の2                  2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	多面的機能発揮促進事業計画の認定の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第2項及び第3項
基準規定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第2項及び第3項
処分基準	<p>(事業計画の変更等)</p> <p>第8条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	県営土地改良事業の負担金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第91条の第3項
基準規定	土地改良法第91条の第3項
処分基準	(都道府県営土地改良事業の分担金等) 第91条 1～2 略 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	県営土地改良事業の特別徴収金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第91条の2第1項
基準規定	土地改良法第91条の2第1項
処分基準	<p>(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第88条第1項の規定により都道府県が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	県営土地改良事業の特別徴収金の徴収(関連土地改良事業等)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第91条の2第4項
基準規定	土地改良法第91条の2第4項
処分基準	<p>(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)            第91条の2            1~3 略            4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営土地改良事業の賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第96条の4
基準規定	土地改良法第36条
処分基準	<p>(経費の賦課)            第36条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。</p> <p>(準用規定)            第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第4項から第7項まで、第36条の2第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第88条、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営土地改良事業の特別徴収金の徴収(法第36条の2第1項の準用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第96条の4
基準規定	土地改良法第36条の2 土地改良法施行令第47条の2
処分基準	<p>(特別徴収金) 第36条の2 土地改良区は、政令の定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から前条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>(準用規定) 第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第4項から第7項まで、第36条の2第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第88条、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。</p> <p>土地改良法施行令 (特別徴収金) 第47条の2 土地改良区は、その組合員が法第36条の2第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなつた場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	土地改良事業における一時利用地の指定(法第53条の5第1項の準用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第96条の4
基準規定	土地改良法第53条の5第1項
処分基準	<p>(一時利用地の指定)                      第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。</p> <p>(準用規定)                      第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第4項から第7項まで、第36条の2第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第88条、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第96条の4
基準規定	土地改良法第53条の6第1項
処分基準	<p>(使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第4項から第7項まで、第36条の2第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第88条、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第96条の4
基準規定	土地改良法第53条の6第2項
処分基準	<p>(使用及び収益の停止)            第53条の6            1 略            2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p> <p>(準用規定)            第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第4項から第7項まで、第36条の2第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第88条、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	一時利用地指定の利益相当額の補償等の徴収(法第53条の8第2項の準用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第96条の4
基準規定	土地改良法第53条の8第2項
処分基準	<p>(一時利用地の指定等に伴う補償等)                      第53条の8                      2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>(準用規定)                      第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第4項から第7項まで、第36条の2第1項、第47条、第50条、第52条第1項から第3項まで、第5項前段及び第6項から第9項まで、第52条の2から第55条まで、第57条本文、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3、第58条から第65条まで、第88条、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	土地改良事業交換分合後の清算金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第108条第1項及び第2項
基準規定	土地改良法第108条第1項及び第2項
処分基準	<p>(清算金)</p> <p>第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	土地改良事業の障害物の除去等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	土地改良法第119条
基準規定	土地改良法第119条
処分基準	(障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項
処分基準	(登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	鳥獣の飼養登録の取り消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第2項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第2項
処分基準	(登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 1 略 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	施業実施協定の認定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第10条の11の16第1項
基準規定	森林法第10条の11の16第1項
処分基準	(施業実施協定の認可の取消し) 第10条の11の16 市町村の長は、第10条の11の9第1項若しくは第2項又は第10条の11の13第1項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第10条の11の12第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	森林経営計画の認定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	森林法第16条
基準規定	森林法第16条
処分基準	<p>(認定の取消し)</p> <p>第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1)認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。</p> <p>(2)認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>(3)認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	海岸占用許可の取消し、行為中止命令等(法令違反等がある場合)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第12条第1項(第37条の8において準用する場合を含む。)
基準規定	海岸法第12条第1項(第37条の8において準用する場合を含む。) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条
処分基準	<p>(監督処分)</p> <p>第12条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却(第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件の除却を含む。)、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条第1項、第8条第1項又は第8条の2第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>(準用規定)</p> <p>第37条の8 第10条第2項、第11条、第12条(第3項を除く。)、第12条の2、第16条、第18条、第23条、第23条の3から第23条の7まで、第24条、第25条、第28条、第31条及び第34条から第37条までの規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第10条第2項、第11条、第12条第1項及び第2項並びに第23条の7中「第7条第1項」とあるのは「第37条の4」と、第10条第2項、第12条第1項及び第2項並びに第23条の7中「第8条第1項」とあるのは「第37条の5」と、第11条中「第8条第1項第1号」とあるのは「第37条の5第1号」と、第12条第1項中「第8条の2第1項第3号」とあるのは「第37条の6第1項第3号」と、「第8条の2第1項」とあるのは「第37条の6第1項」と、第24条中「海岸保全区域台帳」とあるのは「一般公共海岸区域台帳」と読み替えるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	海岸占用許可の取消し、行為中止命令等(法令違反等がない場合)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第12条第2項(第37条の8において準用する場合を含む。)
基準規定	海岸法第12条第2項(第37条の8において準用する場合を含む。) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条
処分基準	<p>(監督処分)</p> <p>第12条 2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。 (3) 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第37条の8 第10条第2項、第11条、第12条(第3項を除く。)、第12条の2、第16条、第18条、第23条、第23条の3から第23条の7まで、第24条、第25条、第28条、第31条及び第34条から第37条までの規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第10条第2項、第11条、第12条第1項及び第2項並びに第23条の7中「第7条第1項」とあるのは「第37条の4」と、第10条第2項、第12条第1項及び第2項並びに第23条の7中「第8条第1項」とあるのは「第37条の5」と、第11条中「第8条第1項第1号」とあるのは「第37条の5第1号」と、第12条第1項中「第8条の2第1項第3号」とあるのは「第37条の6第1項第3号」と、「第8条の2第1項」とあるのは「第37条の6第1項」と、第24条中「海岸保全区域台帳」とあるのは「一般公共海岸区域台帳」と読み替えるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	海岸保全区域内の船舶の除却等の措置命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第12条第3項
基準規定	海岸法第12条第3項 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条
処分基準	(監督処分) 第12条 3 海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の沈没又は乗揚げに起因して当該海岸管理者が管理する海岸保全施設等が損傷され、若しくは汚損され、又は損傷され、若しくは汚損されるおそれがあり、当該損傷又は汚損が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合(当該船舶が第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件に該当する場合を除く。)においては、当該沈没し、又は乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷又は汚損の防止のため必要な措置を命ずることができる。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	海岸における補償費用の原因者への負担命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	海岸法第12条の2第4項(第37条の8において準用する場合を含む。)
基準規定	海岸法第12条の2第4項(第37条の8において準用する場合を含む。) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条
処分基準	<p>(損失補償)</p> <p>第12条の2 4 海岸管理者は、第1項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第37条の8 第10条第2項、第11条、第12条(第3項を除く。)、第12条の2、第16条、第18条、第23条、第23条の3から第23条の7まで、第24条、第25条、第28条、第31条及び第34条から第37条までの規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第10条第2項、第11条、第12条第1項及び第2項並びに第23条の7中「第7条第1項」とあるのは「第37条の4」と、第10条第2項、第12条第1項及び第2項並びに第23条の7中「第8条第1項」とあるのは「第37条の5」と、第11条中「第8条第1項第1号」とあるのは「第37条の5第1号」と、第12条第1項中「第8条の2第1項第3号」とあるのは「第37条の6第1項第3号」と、「第8条の2第1項」とあるのは「第37条の6第1項」と、第24条中「海岸保全区域台帳」とあるのは「一般公共海岸区域台帳」と読み替えるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港施設の利用の違反等に対する監督処分
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	漁港漁場整備法第39条の2第1項、第2項
基準規定	漁港漁場整備法第39条の2第1項、第2項
処分基準	<p>(監督処分)</p> <p>第39条の2 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条第1項又は第5項の規定に違反した者</p> <p>(2) 前条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港区域内における土砂採取料、占用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	漁港漁場整備法第39条の5第1項
基準規定	漁港漁場整備法第39条の5第1項
処分基準	(土砂採取料及び占用料) 第39条の5 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港区域内における土砂採取及び占用に係る過怠金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	漁港漁場整備法第39条の5第2項
基準規定	漁港漁場整備法第39条の5第2項
処分基準	(土砂採取料及び占用料) 第39条の5 1 略 2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	阿村開発センターの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	阿村開発センター条例第8条
基準規定	阿村開発センター条例第8条
処分基準	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 法令に違反する行為を行ったとき。</p> <p>(3) 第5条に定める理由が発生したとき。</p> <p>(4) 緊急やむを得ない事由により市がこれをしようするとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	阿村開発センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	阿村開発センター条例第9条
基準規定	阿村開発センター条例第9条
処分基準	<p>(使用料)            第9条 市長が開発センターの使用の許可を受けた者(以下、「使用者」という。)から、その使用の方法の区分に従い、別表に定める額を使用料として徴収する。            2 使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	阿村開発センターの過料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	阿村開発センター条例第16条
基準規定	阿村開発センター条例第16条
処分基準	<p>(使用料)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第11条の規定により許可を取り消しても、なお開発センターを使用したとき。</p> <p>(2) 第13条の規定に基づき入館を拒絶し又は退館を命じても、なお、入館しようとする者、また退館しない者</p> <p>(3) その他不正の方法により開発センターを使用したとき。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	内野河内コミュニティセンターの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第8条
基準規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第8条
処分基準	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該使用を停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他管理上特に必要があるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	内野河内コミュニティセンターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第9条
基準規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第9条
処分基準	(使用料) 第9条 市長がコミュニティセンターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から、その使用方法の区分に従い、別表の定める使用料を徴収する。 2 使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	内野河内コミュニティセンターの過料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第16条
基準規定	上天草市内野河内コミュニティセンター条例第16条
処分基準	<p>(過料)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、市長は1万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第13条の規定により許可を取り消しても、なおコミュニティセンターを使用したとき。</p> <p>(2) 第15条の規定に基づき入館を拒絶し、又は退館を命じてもお入館しようとする者、また退館しない者</p> <p>(3) その他不正の方法によりコミュニティセンターを使用したとき。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	大矢野農山村広場公園施設の使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市大矢野農山村広場公園施設条例第7条
基準規定	上天草市大矢野農山村広場公園施設条例第7条
処分基準	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可条件を変更し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反する行為があったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他管理運営上、市長が特に必要があると認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	大道地区交流広場の使用許可の取り消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市大道地区交流広場条例第7条
基準規定	上天草市大道地区交流広場条例第7条
処分基準	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可条件を変更し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用許可の条件に違反する行為があったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他管理運営上、市長が特に必要があると認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農林水産物直売・食材供給施設の使用料金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第9条
基準規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第9条
処分基準	(使用料金) 第9条 別表1に掲げる施設を使用しようとするものは、別表2に掲げる使用料金を納めなければならない。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農林水産物直売・食材供給施設の使用許可の取り消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第8条
基準規定	上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例第8条
処分基準	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営土地改良事業の分担金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営土地改良事業分担金徴収条例第3条及び第4条
基準規定	上天草市営土地改良事業分担金徴収条例第3条及び第4条
処分基準	<p>(分担金の徴収を受けるもの)</p> <p>第3条 分担金は、土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部の受益者から徴収する。</p> <p>(分担金の賦課基準及びその額)</p> <p>第4条 分担金の額は、事業に要する費用から国又は県費補助金を差し引いて得た額の50パーセント以内の額とし、各受益者の分担割合は、受益に応じて市長が定める。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営土地改良事業の分担金の徴収を不正に免れた者に対する過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営土地改良事業分担金徴収条例第6条
基準規定	上天草市営土地改良事業分担金徴収条例第6条
処分基準	(過料) 第6条 詐欺その他不正の行為により第4条の分担金を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営土地改良事業の経費の賦課徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条
基準規定	上天草市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条
処分基準	(賦課の基準等の決定) 第2条 上天草市営土地改良事業に要する経費は、当該事業の施行地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に賦課する。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営土地改良事業の特別徴収金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条
基準規定	上天草市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条
処分基準	(特別徴収金) 第3条 法第96条の4において準用する法第36条の2第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	県営土地改良事業の分担金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市熊本県営土地改良事業分担金徴収条例第2条及び第3条
基準規定	上天草市熊本県営土地改良事業分担金徴収条例第2条及び第3条
処分基準	<p>(分担金の徴収)                  第2条 市は、法第91条第2項の規定に基づき県営土地改良事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有するものから、その分担金を徴収する。</p> <p>(分担金の額)                  第3条 市が徴収する分担金の総額は、当該事業に要する費用につき、法第91条第2項の規定に基づき市が負担する負担金の50パーセント以内の額とする。                  2 市が徴収する分担金の額は市長の定めるところにより、当該事業の施行に係る地域内にある土地であって、その徴収を受ける者が法第3条に規定する資格を有している者の面積に応じて前項の分担金の総額を割りふって得られる額とする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農道・林道の使用等の許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農道・林道管理規則第9条
基準規定	上天草市農道・林道管理規則第9条
処分基準	<p>(占有許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次に掲げる理由に該当するときは、許可を取り消し、許可条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 許可を受けた者が、この規則又は許可条件に反したとき。</p> <p>(2) 詐欺その他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 農道・林道に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(4) 許可を受けた者以外の者に工事、占有その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港区域内における漂流物の除去命令
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第6条
基準規定	上天草市漁港管理条例第6条
処分基準	(漂流物の除去命令) 第6条 市長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港施設の使用料等の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第12条
基準規定	上天草市漁港管理条例第12条
処分基準	<p>(使用料等)</p> <p>第12条 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第1に定める使用料(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は占用料(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)は、市長が指定する日までに納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免し又は分納させることができる。</p> <p>4 既納の使用料等は返還しない。ただし、市長が使用者又は占有者の責に帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港区域内の土砂採取料等の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第13条
基準規定	上天草市漁港管理条例第13条
処分基準	<p>(土砂採取料等)</p> <p>第13条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による土砂の採取又は水面若しくは土地の一部の占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)は、別表第2に定める土砂採取料又は占用料(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納めなければならない。ただし、同法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)は、市長が指定する日までに納めなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、土砂採取料等を減免することができる。</p> <p>4 既納の土砂採取料等は、返還しない。ただし、市長が採取者等の責に帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港施設の利用の違反等に対する監督処分
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第15条
基準規定	上天草市漁港管理条例第15条
処分基準	<p>(監督処分)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上、若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置、又は原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第8条第2項又は第10条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第8条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	公益上の必要による漁港施設使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第16条
基準規定	上天草市漁港管理条例第16条
処分基準	<p>(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補てん)</p> <p>第16条 市長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第8条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、市は、通常生ずべき損失を補償するものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	不正行為等により漁港施設の使用料等の徴収を免れた者に対する過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第17条
基準規定	上天草市漁港管理条例第18条
処分基準	(過料) 第17条 (略) 第18条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	漁港施設における不正な土砂採取等に対する過怠金
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市漁港管理条例第19条
基準規定	上天草市漁港管理条例第19条
処分基準	(過怠金) 第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	龍ヶ岳郷土文化伝習保存施設の使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝承施設条例第8条
基準規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝承施設条例第8条
処分基準	<p>(使用の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第6条各号の規定に該当する理由が発生したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により市長がこれを使用するとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	龍ヶ岳郷土文化伝習保存施設の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝承施設条例第9条
基準規定	上天草市龍ヶ岳郷土文化伝承施設条例第9条
処分基準	<p>(使用料)            第9条 伝習施設の使用料は、使用1時間当たり漁業従事者については400円、その他の者については600円とする。ただし、次の各号に規定する使用については、無料とする。</p> <p>(1) 上天草市における郷土伝承芸能の練習等を行うとき。            (2) 伝習施設の展示物等を観覧するとき。            (3) その他市長が必要と認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	龍ヶ岳漁業者体育センターの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例第9条
基準規定	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例第9条
処分基準	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第7条各号の規定に該当する理由が発生したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により市長がこれを使用するとき。</p> <p>2 使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わない。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	龍ヶ岳漁業者体育センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例第10条
基準規定	上天草市龍ヶ岳漁業者体育センター条例第10条
処分基準	<p>(使用料)</p> <p>第10条 体育センターの使用料は、漁業従事者については1時間当たり300円とし、その他の者については450円とする。ただし、使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。</p> <p>2 使用料は、使用許可の際納付しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日



不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	樋合漁村センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市樋合漁村センター条例第5条
基準規定	上天草市樋合漁村センター条例第5条
処分基準	(使用料) 第5条 漁村センターの使用料は、1時間当たり200円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	荷さばき施設の使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例第6条
基準規定	上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例第6条
処分基準	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月14日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	県管理港湾施設使用料又は占用料等の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	熊本県港湾管理条例第6条第1項、第6条の2第1項
基準規定	熊本県港湾管理条例第6条第1項、第6条の2第1項 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条
処分基準	<p>熊本県港湾管理条例 (使用料) 第6条 別表第1に掲げる港湾施設を使用する使用者は、同表に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を納めなければならない。ただし、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に該当する施設の使用に係る場合(同表港湾施設用地(道路の敷地を除く。)の部使用期間が1月以上の款が適用される場合を除く。)は、同表に定める額に108分の100を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>(占用料及び土砂採取料) 第6条の2 県が管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地について法第37条第1項の規定による占用又は土砂の採取の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表第3に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の占用料又は別表第4に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の土砂採取料を知事が指定する期日までに納めなければならない。</p> <p>熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 (市町村等が処理する事務の範囲等) 第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村及び広域連合が処理することとする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年6月30日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市管理港湾施設使用料又は占用料等の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第6条、第8条
基準規定	上天草市港湾管理条例第6条、第8条
処分基準	<p>上天草市港湾管理条例 (使用料) 第6条 使用者は、別表第1に定める額の使用料を納めなければならない。ただし、その額により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 既に納めた使用料は返還しない。ただし、市長が使用者の責に帰すべき理由がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(占用料及び土砂採取料) 第8条 占用者等は、別表第2に定める占用料または別表第3に定める土砂採取料の額(その額により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を市長が指定する期日までに納めなければならない。 2 既に納めた占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)は、返還しない。ただし、市長が占用者等の責めに帰すべき理由がないと認めるときは、この限りでない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年6月30日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市管理港湾における行為等の違反等に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第18条
基準規定	上天草市港湾管理条例第18条
処分基準	上天草市港湾管理条例 (罰則) 第18条 第5条第1項の規定に違反した者又は第4条及び第12条の規定による命令を履行しなかった者は、5万円以下の過料に処する。 2 詐欺又は不正の行為によって使用料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年6月30日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市管理港湾施設使用料又は占用料等の過怠金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市港湾管理条例第19条
基準規定	上天草市港湾管理条例第19条
処分基準	上天草市港湾管理条例 (過怠金) 第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年6月30日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	港湾施設の許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	熊本県港湾管理条例第12条 上天草市港湾管理条例第14条
基準規定	熊本県港湾管理条例第12条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条 上天草市港湾管理条例第14条
処分基準	<p>熊本県港湾管理条例 (許可の取消等) 第12条 知事は、使用者又は占有者等が次に掲げる各号の一に該当するときは、使用者又は占有者等に対し許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 許可の条件に違反し、又は第9条第2項の届出をしなかったとき。 (2) 虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。 (3) 使用料、占用料又は土砂採取料の納入を怠ったとき。 (4) 公益上又は港湾の管理上必要があるとき。</p> <p>熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 (市町村等が処理する事務の範囲等) 第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村及び広域連合が処理することとする。</p> <p>上天草市港湾管理条例 (許可の取消し等) 第14条 市長は、使用者又は占有者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、使用者又は占有者等に対し許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 許可の条件に違反し、又は第11条第2項の届出をしなかったとき。 (2) 虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。 (3) 使用料、占用料等の納入を怠ったとき。 (4) 公益上又は港湾の管理上必要があるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年6月30日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部農林水産課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	海岸占用料及び土砂採取料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例第2条
基準規定	熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条
処分基準	<p>熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例 (占用料等の徴収) 第2条 知事は、法第7条第1項若しくは法第37条の4又は法第8条第1項第1号若しくは法第37条の5第1号の許可を受けた者から、別表第1又は別表第2により算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の占用料又は土石採取料を徴収する。</p> <p>熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 (市町村等が処理する事務の範囲等) 第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村及び広域連合が処理することとする。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年6月30日